

特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-32
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp



労務・給与担当者が押さえておきたい 2015 年上半期施行の主な改正事項

◆労働法関連

今年 4 月 1 日より、「雇入れ時・契約更新時の労働条件に関する説明義務化」や「正社員との差別的取扱いが禁止される労働者の範囲拡大」等を内容とする改正パート労働法が施行されます。

また、6 月 1 日より、重大な労働災害を繰り返す企業に改善計画を提出させるほか、その指示に従わない企業名公表等を内容とする改正労働安全衛生法が施行されます。なお、同改正によるストレスチェック制度導入は 12 月 1 日です。

◆労働保険関連

4 月 1 日より、労災保険率が全 54 業種平均で 4.8/1000 から 4.7/1000 へと 0.1/1000 引下げとなります。また、労務費率の改定、請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止も、同日施行されます。

なお、雇用保険料率は据置きの方針で、一般 13.5/1000、建設 16.5/1000 です。

◆助成金・奨励金関連

2 月より、「中小企業両立支援助成金」に育休復帰支援プランが新設され、「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰プラン」を策定・導入し、対象労働者が育休を取得・職場復帰した場合に助成金が支給されることとなります。

このほか、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「労働環境向上助成金」、「キャリア形成促進助成金」、「建設労働者確保育成助成金」等の改正も見込まれています。

◆社会保険関連

健康保険関連として、1 月 1 日より、高額療養費制度が改正(70 歳未満の所得区分が細分化)されています。

年金保険関連として、昨年 4 月分から実施されている年金額の特例水準解消について、残る 0.5%分の解消による改定が 4 月分より行われる予定です。なお、年金額は 1 月末に公表される全国消費者物価指数の動向により決定されます。

◆その他

4 月 1 日より、法律の有効期限の 10 年間延長等を内容と

する改正次世代育成支援推進法が施行されます。また、労働・社会保険関連の電子申請システムについて、従業員データの入力作業の省略が可能となる等、4 月より利便性向上が図られる予定です。

厚生労働省が示した平成 27 年からの長時間労働対策

◆「過重労働等撲滅チーム」の取組み

昨年 9 月、「長時間労働削減推進本部」が厚生労働省内に設置され、長時間労働対策が強化される方針が示されました。

この推進本部の中の「過重労働等撲滅チーム」による施策として、平成 27 年 1 月から具体的な取組みが行われます。

◆1 月からの主な取組み

(1) 月 100 時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

「時間外労働時間数が 1 カ月 100 時間を超えていると考えられる事業場」や「長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場」を対象とした、労働基準監督署による監督指導(立入調査)が徹底

されます。

法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応(送検した場合には企業名等を公表)することです。

(2) インターネットによる情報監視

厚生労働省がインターネット上の求人情報等を監視・収集し、その情報を労働基準監督署による監督指導等に活用されます。

高収入を謳う求人、求人を繰り返し行うもの等の過重労働が疑われる求人事案に着目して行われるようです。

(3) メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において次の取組みを実施します。

・ストレスチェック制度の周知(改正労働安全衛生法により平成 27 年 12 月から施行)

◆ハローワークへの求人の不受理

また上記とは別に、厚生労働省では、過酷な労働を強いるいわゆる「ブラック企業」からの新卒求人を、内容にかかわらずハローワークで受理しない制度を作ること検討しているようです。

今年も引き続き、長時間労働等には行政の指導も厳しい

ようですので、適切な労働時間管理に取り組んでいくことが必要ですね。

消費増税先送りで今年度の社会保障はこう変わる!

◆消費税率引上げを前提とした主な社会保障充実策

政府が 2015 年度の社会保障充実策を決定し、当初は今年 10 月の消費税率 10% 引上げを前提に行う予定であった、「低所得者の年金への上乗せ給付」や「年金受給資格の短縮」等が 1 年半後(2017 年 4 月)に先送りされることになりました。

なお、「子ども・子育て新支援制度」等は当初の予定通り実施されます。

◆低所得者や年金受給者への影響は?

消費税率 8% 引上げ時に「簡素な給付措置」として導入した低所得者向けの「臨時福祉給付金」は、1 年分として 1 万円から 6,000 円に減額したうえで継続されます。

しかし、年金を受給する低所得者に対して給付金 5,000 円を上乗せする措置は先送りとなり、約 500 万人の高齢者に影響を及ぼすことになります。

さらに、年金の受給資格を

得るための保険料納付期間を 25 年から 10 年に短縮する制度も延期されることになりました。

◆育児支援は予定通り実施

一方、「子ども・子育て支援新制度」は、すでに入園の申込みが始まっているため予定通り 4 月より実施されます。この制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」の実現を目指し、待機児童解消のための保育園等の増設や、保育士不足を解消するために職員の増員や待遇を改善する制度です。

2017 年度までに待機児童をゼロにすることを目標にしています。

◆介護への影響は?

低所得者への介護保険料の軽減拡充についても消費税率 10% 引上げ時に実施する予定でしたが、2015 年度は一部実施にとどめて、本格的な実施は 2017 年度からとなりました。

その反面、事業者を支払う介護報酬は 2.27% の引下げが決定し、9 年ぶりのマイナス改定となりました。今後介護人口が増えていく中、介護報酬の引下げにより人材の確保や介護を必要とする人に対して十分なサービスが提供できるかが懸念されそうです。

